幕別町消費者被害防止ネットワークニュース

第117号

【相談事例紹介】住宅用火災警報器の電池交換をする時の注意点は？

相談　年末なので、ネットで見た住宅用火災警報器の電池交換記事を参考に自分で交換しようと思うが、注意点などはあるか。また、息子が賃貸住宅に入居しているが、その場合は入居者が交換するものなのか。

回答　火災警報器が住宅に設置義務化された平成20(2008)年６月から今年で17年になります。火災警報器メーカーでは電子部品の劣化などの理由から機器本体は10年で交換することを推奨しているところが多いようです。設置時期から10年を超えている場合は、**機器本体の交換を検討**しましょう。(注:10年で使えなくなるわけではありませんが、いざというときに故障の恐れもあります)

火災警報器は電池の寿命が近くなると、アラーム音やランプなどで教えてくれるようになっています。機器が電池式の場合、アルカリ電池タイプは１年程度、リチウム電池タイプは10年程度の寿命となっており、電池交換も可能です。比較的簡単な作業で交換できるようですが、設置場所が天井や壁の高所に設置されている場合が多く、脚立などでの作業になるため、転倒や落下に十分注意が必要です。電池内蔵式の場合は電池交換できないため、機器本体の交換になるようです。

火災警報器にはテストボタンがついていますので、定期的に故障していないか調べることも重要です。また、ほこりや汚れなどがあるとセンサーの負担が増え電池消耗が早くなるので乾いた布でふき取りましょう。

賃貸住宅にお住まいの場合の火災警報器についてですが、通常は設備とみなされるため、機器本体の設置や10年経過等による機器の取り替えは貸主(オーナー)負担になります。しかし、電池交換については消耗品扱いとして借主(入居者)負担とするところもあるようです。賃貸住宅の契約書や重要事項説明書に書かれた内容に従うことになりますので確認してみましょう。

不明な点がありましたら消費生活センターまで問い合せしてください。

消費生活センターから

◆忘年会・新年会時期がやってくる～♪　ＳＤＧｓ目標12　「つくる責任　つかう責任」

忘新年会での食べ残し(食品ロス)を出さないために、参加人数を把握して、適切な料理を、食べきれる量だけ注文するようにしましょう。食べ残しが出た場合は持ち帰りも検討するようにしましょう。

「見守り新鮮情報」や「子ども・若者サポート情報」を紹介

国民生活センターから発行されているリーフレットです。悪質商法や詐欺の啓発、製品事故情報などをメールマガジンでも入手できます。

▶詳細はこちら

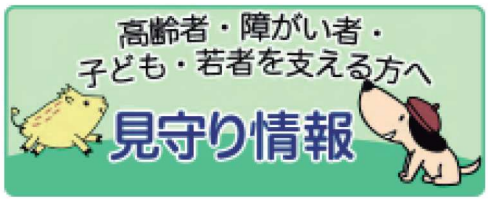

ひとこと助言

●困ったとき、心配なときは、消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン188)。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。

●「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

引用:「見守り新鮮情報 第521号(2025年９月18日発行)」

幕別町消費生活センター(電話相談:☎㊕55-5800)				
窓口	札内	月曜～金曜	午前９時～午後４時 ※札内:第1・3・5水曜は午後７時まで ※忠類:事前予約が必要	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
	幕別	火曜・木曜		役場１階相談室
	忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

政府広報
警察庁

恋愛感情等に巧みにつけ込んだ、SNS型ロマンス詐欺にご注意ください！

SNS型ロマンス詐欺って？

SNSを通じて関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせた上で、投資、荷物を送るための手数料、医療費などの様々な名目で金銭をだまし取るもの。

ロマンス詐欺の特徴は？

Check!

チェックリストを確認！
1つでも当てはまったら詐欺を疑って！

- ☐ InstagramやFacebookなどのSNSで知り合った。
- ☐ 面識のない相手から、SNSで突然メッセージが送られてきた。
- ☐ 「直接会いたい」と相手に言っても、様々な理由を付けて一度も会ってもらえない。
- ☐ 「二人の将来のために」「絶対うまくいく」などと言って投資をすすめられた。
- ☐ 「荷物を送ったから受取手数料を払って」「会いに行くから航空券代を払って」「病気やケガの治療のためにお金が必要」などと言ってお金を要求された。
- ☐ 相手の名前とは違う個人名義の口座にお金を振り込むよう要求された。

直接会ったことのない相手からお金を要求されたら詐欺です！

SNSでのお金の話は**警察相談専用電話(#9110)**へ相談を！